

## 令和2年度 渡嘉敷村プレミアム付商品券発行事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大防止緊急対策として、村内消費の喚起や家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えすることを目的に、プレミアム付商品券の発行・販売等の事業について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条の目的を達成するために、渡嘉敷村（以下「村」という。）によって販売されるプレミアム額を賦課した使用期限付の券をいう
- (2) 購入対象者 期間内において住民基本台帳に記載のある者をいう
- (3) 購入引換券 村が発行する様式第2号の文書をいう
- (4) 特定取引 プレミアム付商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借り受け又は役務の提供をいう
- (5) 特定事業者 特定取引を行い、受け取ったプレミアム付商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう

### (プレミアム付商品券の販売等)

第3条 村は、この要綱に定めるところにより、購入対象者にプレミアム付商品券を販売する。

- 2 プレミアム付商品券の販売額及び販売日は、別記のとおりとする。
- 3 販売数は2千冊（額面5千円）とし、売切れ次第終了する。

### (プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、発行の日から令和3年2月28日までの間とする。

- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が、特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは、行われたいものとする。
- 4 プレミアム付商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 プレミアム付商品券は、交付された本人又は、その代理人に限り使用することができる。
- 6 プレミアム付商品券は、以下に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。
  - (1) 不動産や金融商品
  - (2) たばこ
  - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
  - (4) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(購入引換券の交付申請)

第5条 購入引換券の交付申請(様式第1号)は、令和2年10月1日から令和2年11月30日までの間とするが、詳細な販売日時については、村が別に定める。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 申請時点で申請者の属する世帯の世帯構成者
  - (2) 法定代理人(親権者・未成年後見人・成年後見人・代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
  - (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で村長が特に認める者
- 2 村は、代理人による申請がなされた場合は、住民基本台帳の閲覧又は申請者と代理人の関係を示す書類により、代理権を確認するものとする。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 村長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、購入引換券(様式第2号)の交付を決定し、当該購入対象者に対し購入引換券を交付する。ただし、内容に疑義がある場合には、村から当該購入対象者に対し電話等により連絡し、必要な資料の提出や説明を求めるものとする。

(転入者による購入引換券の引換申請)

第8条 村に転入した購入対象者が村にプレミアム付商品券の引換の申請をする場合は、村の指定する本人を確認できる書類を提出又は提示を求めること等、村の指定する方法により購入対象者が当該購入対象者本人であることを確認する。

(プレミアム付商品券の販売)

第9条 購入引換券の交付を受けた購入対象者又は、その代理人は村役場会計課において当該購入対象者に交付された購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。また、この場合、村は公的身分証明書の写し等、村の指定する本人を確認できる書類を提出又は、提示を求めること等、村の指定する方法により、購入対象者が当該購入対象者本人であることを確認する。

2 村は、プレミアム付商品券を販売する際は、購入引換券の購入確認欄に別記の販売単位一単位あたり1回、会計課の領収印を押印する。

3 プレミアム付商品券の販売期間は、販売日から令和2年11月30日の間とし、詳細な販売日時については、村が別に定める。

(特定事業者の登録等)

第10条 村は、別に作成する募集要項により特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に特定事業者登録証明書を交付する。

(特定事業者の責務)

第11条 特定事業者は、特定取引においてプレミアム付商品券の受け取りを拒んではならないこと、プレミアム付商品券の交換・譲渡及び売買を行ってはならないこと、村と適切な連携体制を構築すること、その他の前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 村は、特定事業者が第10条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続き)

第12条 村は、特定取引においてプレミアム付商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、特定事業者は村長に対し令和3年2月28日までの特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。
- 3 特定事業者は、村に対し令和3年3月15日までにプレミアム付商品券の換金を申し出なければならない。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第13条 村長は、プレミアム付商品券事業の実施にあたり、購入対象者の要件、申請方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者から第5条の申請期限までに申請が行われなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

- 2 村長が、第7条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、購入対象者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 村長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、購入対象者からプレミアム付商品券の購入及び購入後の使用がなされなかった場合、購入対象者がプレミアム付商品券の購入及び使用を辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 村長は、購入引換券の交付後であって令和3年2月28日までに当該交付された者が、購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が、商品券を購入する前にあつては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が、商品券を購入した後、かつ、商品券を使用する前にあつては、返還対象者に商品券の返還を求め、商品券の返還が行われた後、返還された商品券の購入代金を返還するとともに、返還対象者が引き続き購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

- (3) 返還対象者が、商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額のうち、村の補助対象に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券や購入引換券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別記

- 1 販売日は商品券の準備ができ次第販売する。
- 2 購入対象者一人につき原則、上限2万円分のプレミアム付商品券を1万円で販売するが、販売状況によって変更できる。
- 3 プレミアム付商品券の販売単位は、一単位あたり2千5百円とする。
- 4 プレミアム付商品券の額面は、一枚あたり5百円とする。